

# 資料 9

栃木県障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（栃木県障害者コミュニケーション条例）の制定について

令和4(2022)年3月 障害福祉サービス等事業者説明会

栃木県保健福祉部障害福祉課

このページは空白です

# 栃木県障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例 (栃木県障害者コミュニケーション条例) の制定について

保健福祉部障害福祉課

## 1 条例制定の背景

本県では、共生社会の実現に向けて、平成 28 年 4 月に栃木県障害者差別解消推進条例を施行し、全ての県民が、障害や障害者に関する理解を深めるとともに、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の浸透・定着に取り組んできた。

今般、外部委員会による栃木県障害者差別解消推進条例施行の検証結果、近年の障害者の情報格差を解消する ICT 技術の進展や災害の頻発・激甚化及び本年 10 月の第 22 回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」の開催を踏まえ、障害者に対する合理的配慮の中で最も重要な、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図るため、新たな条例を制定しようとするものである。

## 2 条例の目的

この条例は、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を総合的に推進し、もって全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

## 3 条例の概要

別紙のとおり

## 4 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

# 「栃木県障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」 (栃木県障害者コミュニケーション条例) の概要

## ○ 目的 (第1条)

障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、基本となる事項を定めることにより、もって全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

## ○ 定義 (第2条)

- ・障害の特性に応じたコミュニケーション手段  
手話、点字、要約筆記、触手話、指點字、筆談、代筆、代読、平易な表現、表情、身振り、手振り、実物又は絵若しくは図形の提示、情報通信機器の利用その他の障害者が他人との意思疎通を図るための障害の特性に応じた手段をいう。
- ・意思疎通支援者  
手話通訳、要約筆記、失語症者向け意思疎通支援、盲ろう者向け通訳・介助、点訳、代筆、代読又は音声訳を行う者その他の障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した意思疎通を支援する者をいう。

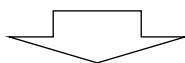
## ○ 基本理念 (第3条)

障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、以下の認識の下に行われなければならない。

- ・障害者の自立及び社会参加のためには社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮が重要であること。
- ・全ての障害者が、言語(手話を含む。)その他の意思疎通を図るための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることが重要であること。

## ○ 責務等 (第4条～第7条)

- ・県の責務 (第4条)  
県は、施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- ・県と市町村との協力 (第5条)  
県及び市町村は、それぞれが実施する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。
- ・県民の責務 (第6条)  
県民は、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する理解を深めるよう努めるとともに、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めるものとする。
- ・事業者の責務 (第7条)  
事業者は、事業活動を行うに当たっては、障害者が障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするために必要な配慮をするよう努めるとともに、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めるものとする。



## ○ 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する基本施策 (第8条～第14条)

- ・学校教育の分野における利用の促進 (第8条)
- ・県民及び事業者が行う活動への支援 (第10条)
- ・県政等に関する情報の取得の円滑化 (第12条)
- ・財政上の措置 (第14条)
- ・県民に対する啓発活動等 (第9条)
- ・意思疎通支援者等の養成等 (第11条)
- ・災害時等における連絡体制の整備等 (第13条)

## ○ 附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。